

公立大学法人青森公立大学施設管理規程

平成21年4月1日

規程第131号

改正 平成26年 6月規程第 19号

改正 平成28年 4月規程第 12号

改正 平成31年 3月規程第 24号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の施設の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「施設」とは、校舎及び国際芸術センター青森等の建物、運動場等の構内の敷地並びにこれらに附帯する施設及び設備で、法人がその業務として一般に使用させるもの以外のものをいう。

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ理事長に申請し、その許可を得なければならない。

2 理事長は、前項の申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当し、当該使用の目的又は内容が妥当と認められるときは、当該使用を許可するものとする。

- (1) 教員が授業として時間割に定められた教室以外の施設を使用するとき。
- (2) 青森公立大学（以下「本学」という。）の学生が課外活動等で施設を使用するとき。
- (3) 学外者が使用する場合であって、本学の学生が参加する体育大会、学術研究・文化大会等又は本学の学生を対象とした試験、講座等に使用するとき。
- (4) 法人の業務に関連する試験、検定等に使用するとき。
- (5) 本学の学生及び教職員の福利厚生並びに法人の利便の向上に資するものとして理事長が認めた用途に使用するとき。
- (6) 芸術・文化の振興に資する目的で使用するとき。
- (7) 前各号に支障がないと認められた一般貸出において使用するとき。
- (8) その他前各号に準ずるものとして理事長が認めたものであるとき。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 教育・研究又は学生の活動・学内行事に支障のある場合
- (2) 施設を破損し、又は汚損するおそれがある場合

(3) その他施設の用途又は目的を妨げるおそれがあると認められる場合
4 理事長は、施設の使用を許可した後においても、大学の業務に支障があると認められた場合は、当該許可の取消し又は変更をすることがある。

(使用料)

第4条 前条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(特殊物件の搬入)

第6条 使用者は、施設の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その使用に係る権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その使用により施設又は物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意すること。
- (2) 施設又は施設内の物品を破損し、又は汚損しないこと。
- (3) 使用後は整理清掃すること。
- (4) 施設使用の開始時又は終了時は、法人の職員又は警備員に連絡すること。
- (5) その他法人の職員の指示に従うこと。

(掲示物等)

第11条 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。

- (1) 寄付金の募集、保険の勧誘その他これらに類する行為
- (2) ポスター、張り紙その他これらに類するものを張り付ける行為

(3) プラカード、立看板その他これらに類するものを掲げる行為

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (平成21年規程第131号)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第19号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第12号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第24号)

(施行期日)

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

基本使用料

区分			午前	午後①	午後②	夜間
			午前9時～ 午前12時	午前12時～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時～ 午後8時
講義室 (教育研究棟)	545教室	352㎡	3,370円	3,370円	3,370円	2,250円
	543、544教室	164㎡	1,840円	1,840円	1,840円	1,230円
	407～415教室	29㎡	310円	310円	310円	210円
	533～542教室					
	423教室	155㎡	1,530円	1,530円	1,530円	1,020円
	311～318教室 417～422教室	80㎡	920円	920円	920円	620円
講義室 (大学院棟)	1211、1316教室	71.25㎡	920円	920円	920円	620円
	1212教室	107.4㎡	1,230円	1,230円	1,230円	820円
	1208～1210教室	40.5㎡	620円	620円	620円	410円

	1313～1315教室					
体育館	全面	1418㎡	5,810円	5,810円	5,810円	3,880円
	半面	709㎡	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円
グラウンド	1面	5600㎡	2,750円	2,750円	2,750円	1,840円
テニスコート	1面	260.75㎡	310円	310円	310円	210円

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 入場料が1人につき500円未満の場合 基本使用料の3割増しの額
 - (2) 入場料が1人につき500円以上1,000円未満の場合 基本使用料の5割増しの額
 - (3) 入場料が1人につき1,000円以上の場合 基本使用料の10割増しの額
- 2 入場料を徴収する場合において、準備又は練習のみに使用する場合の使用料については、前項の規定は適用しない。
- 3 使用時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満は1時間とみなす。)につき、許可を受けた時間区分の欄に掲げる額の1時間当たりの額に3割に相当する額を加算した額を使用料として追加徴収する。
- 4 2以上の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用料に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 6 入場料を徴収する場合の入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名義をもってするを問わず、施設に入館する者から使用者が徴収する金銭又は使用者が発行する入場券をいう。